

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（平成26年度第4回）	
日時	平成27年1月26日（月）19時00分～20時27分	
場所	杉並区役所中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	菅原委員、平林委員、澤津委員、貝塚委員、中里委員、荒川委員、矢作委員、吉田委員、小俣委員、上田委員、伊藤委員、安藤委員、福山委員、市瀬委員
	事務局	子ども家庭担当部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	資料1 第4回席次表 資料2 「子ども・子育て支援事業計画（案）」の区民等の意見提出手続き結果について 資料3 子ども・子育て支援新制度における保育料の設定について（素案） 資料4 今後の想定スケジュール（案）	
会議次第	1 開会 2 議題 （1）「子ども・子育て支援事業計画（案）」の区民等の意見提出手続き結果について （2）子ども・子育て支援新制度における保育料の設定について （3）今後の想定スケジュールについて （4）その他 3 閉会	
子育て支援課長	定刻となりましたので、これより平成26年度第4回杉並区子ども・子育て会議を開会いたします。 初めに、子ども家庭担当部長から挨拶をさせていただきます。	
子ども家庭担当部長	皆さん、こんばんは。1月もう終わりですけれども、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 国の動きですが、いよいよ4月から新制度がスタートするという中で、消費税10%アップは先送りとなりました。これに伴い、国は、「消費増税は見送るけれども、子ども・子育て支援新制度に必要な財源は予算編成の中できちんと措置していく」と説明しており、先般、国が閣議決定した国家予算案では一定程度その財源の手当てがなされたものと承知しています。 そうした中で、区の間、10月には新制度の区独自のパンフレットを作成して、説明会なども開催しながら保護者等への周知に努めてまいりました。 また、11月からの認定申請及び施設利用手続きにおいても、若干お待たせすることはありましたが、全体としては大きな混乱なく進めてきたものと受けとめているところであり、引き続き丁寧な対応諮ってまいりたいと存じます。	

	<p>さて、本日の会議ですけれども、この間、支援事業計画案に対するパブリックコメントを実施して、その結果がまとまりましたので、ご報告することが一点。もう一点は、課題になっていた教育・保育施設の保育料についてです。新制度に基づく保育料の設定について、基本的な考え方等をまとめましたのでご説明させていただき、忌憚のないご意見を賜ればと考えているところでございます。この保育料につきましては、今後、2月に区議会定例会に必要な条例案等をご提案申し上げてまいります。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
子育て支援課長	<p>本日は、藤原委員、柴田委員、今井委員、木野内委員の4名が欠席です。ただいま会議に出席されている委員は14人ですので、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p> <p>次に、会議資料の確認ですが、本日の資料は、資料1から資料4まででございます。説明の都度、資料番号をお示ししますので、不足等ございましたらお手を挙げていただければと思います。</p> <p>このほかに、本日、資料2の別紙2と資料3の別紙3に一部訂正がありましたので、差替版を席上に配付させていただいています。</p> <p>また、本日の会議につきましては、会議記録作成のため、これまでと同様に録音させていただくことをご了承いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、会長、司会進行をお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきたいと思います。いよいよ4月から新制度がスタートということで、今日も保育料のことなど、たくさんありますので、よろしくお願いします。</p> <p>早速、議題の(1)に入らせていただきます。「子ども・子育て支援事業計画(案)」の区民等の意見提出手続き結果についてということで、これにつきましてはこれまで素案が提案されまして、この会議でも委員の皆様からご意見をいただいた上で、区としての計画(案)を取りまとめ、12月1日から1月5日までの1か月ちょっとの間ですけれども、区民等の意見提出手続き、パブリックコメントが実施されました。その結果について、資料2に基づきまして、事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>では、私から「子ども・子育て支援事業計画(案)」の区民等の意見提出手続き結果について、資料2を使ってご説明させていただきます。</p> <p>資料2の1枚目、区民等の意見提出手続きの実施状況ですけれども、昨年12月1日から本年1月5日まで実施したところ22件、延べ133項目のご意見をいただいています。</p> <p>いただいたご意見の中には計画(案)に直接関わらない「その他意見」が49項目含まれていまして、こちらについては現在精査中ですので、資料には記載していません。</p> <p>それでは、計画に関連するご意見について、1枚めくっていただきまして別紙1の区民意見の概要と区の考え方をご覧ください。</p> <p>この資料の見方ですけれども、表頭の左側から項目、意見の概要、区の考え方というように記載しています。</p> <p>まず、第1章の計画の基本的な考え方についての主な意見です。No.1では、「保育の量的拡大に当たっては、保育スペースや園庭などの良質な環境づくりの視点を重視してもらいたい」とのご意見をいただいております。区の考え方としては「保育の質と安全性の確保を重視しつつ、施設整備</p>

	<p>等に努めていきます」としています。</p> <p>次に、就学前の教育・保育の量の見込みとそれに対する確保量等について、No.7の「計画案に示された保育の量の見込みは低すぎるのではないか」、また、No.8の「保育の量の見込みでは、育児休業取得分を除外しているのではないか」等のご意見をいただいています。</p> <p>これらの意見に対する区の考え方としては、この間の子ども・子育て会議での見込み量の算定に関する議論を踏まえ、No.7については、見込み量はニーズ調査結果や人口推計値に基づき算出していること、また今後の利用状況等の推移を踏まえて適切な確保を図っていくこと、そしてNo.8につきましては、育児休業取得分については、ニーズ調査結果を踏まえて、全て育児休業明け時点の保育ニーズに反映していることを記載しています。</p> <p>次に、裏面をごらんください。地域子ども・子育て支援事業について、No.14の「学校内に学童クラブを入れ、学校の中だけに子どもたちを閉じ込めないでほしい」としたご意見があり、区としては、「学童クラブを最寄りの小学校へ整備する際には、より広い施設・敷地を有効活用して、一層充実した育成環境を整えていきます」として、地域子育て支援事業を充実していく考えを記載しています。</p> <p>次に、1枚めくっていただきまして、別紙2の子ども・子育て支援事業計画（案）の修正一覧をご覧ください。</p> <p>資料の見方ですが、左から番号、修正箇所、計画案に記載してある内容、次に修正内容、そして修正理由をそれぞれ記載しています。また、修正した部分については下線を引いています。</p> <p>計画の変更や誤記によるものを含めまして、10項目を修正しています。</p>
会 長	<p>差替版のほうでよろしいでしょうか。今日配られた差替版のほうをご覧ください。</p>
子育て支援課長	<p>今日配らせていただきました資料2の差替版の別紙2をご覧ください。</p> <p>No.6、7、8の計画の変更による修正ですけれども、平成30年度に荻窪税務署等の用地に整備する予定の（仮称）天沼三丁目複合施設に、若年層を含め、幅広い区民が気軽に利用できるよう（仮称）子どもセンターを新たに整備することに伴いまして、No.6の（仮称）子どもセンターの整備箇所数について、30年度と31年度の量の見込みと確保量をそれぞれ7か所としていたところを、修正後は1か所を加えて、量の見込みと確保量をともに8か所としています。また、No.7とNo.8につきましても同様の修正を加えています。</p> <p>これらの10項目の修正につきましては、全て別紙3の「修正後の杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）」に反映しています。</p> <p>今後の手続きですけれども、本日の子ども・子育て会議のご意見等を踏まえて最終的な調整等を行い、2月に区議会保健福祉委員会に報告した上で3月に計画を策定、公表していく予定です。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの報告について質問、意見等があれば、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>今の別紙2のNo.6、7、8の（仮称）子どもセンターの整備箇所が1か所、天沼がふえたということで、とても喜ばしいと思います。</p> <p>そのことについて、どのようなことなのかというのを教えていただけ</p>

	ればと思います。
子育て支援課長	現在の荻窪税務署等用地に、天沼三丁目複合施設として大規模な特別養護老人ホームやそのバックアップ機能を持った施設の建設を予定しているところです。 そちらについて、若年層から全ての方々が利用しやすい、複合的な施設を検討しています。その中に、子どもセンターのように若い子育て世代の方々も利用できるような施設を整備していこうということで、今回、計画の変更を行ったところでございます。
委員	今の天沼三丁目複合施設についてですけれども、日大二高通りに面しているということで、バスが通りまして危ないところです。子連れのお母さんや子どもたちが自転車であそこを走るのはとても危険な状態だと、私はいつも思っているんです。その危険を回避するようなことを考えていただきたいと思います。
子育て支援課長	今いただいたご意見を所管に伝え、今後の参考とさせていただきたいと存じます。
会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。
子ども家庭担当部長	若干補足させていただきます。 荻窪税務署等用地は、6,300㎡を超える大規模用地であり、区ではこれを一体的に活用して、特養ホーム棟と複合施設棟を整備し、「誰もが気軽に利用できる地域に開かれた福祉と暮らしのサポート拠点」としていく考えです。 今般、このコンセプトに基づき、複合施設棟に（仮称）子どもセンターを付加することとしたもので、明日、複合施設棟に配置する機能等に関する地域説明会を開催することとなっています。なお、日大二高通りは交通量が多いとのお話がありましたが、所管部局では、必要なセットバックを図ることや、敷地南側からの出入りの可能性などを含め、多角的に検討しているところです。
会長	ありがとうございます。
委員	今のところを、もう少し教えていただきたいのですが、荻窪税務署とあんさんぶる荻窪をたしか等価交換するとか、国と交渉しているという話を以前に聞いていましたが、あんさんぶる荻窪の機能はどうなるのでしょうか。等価交換がなくなったということではないですよね。
子ども家庭担当部長	私の説明が不足しておりました。 今ご説明した複合施設棟には、（仮称）子どもセンターのように新たに付加する機能のほか、福祉事務所、消費者センター、社会福祉協議会などの、現在のアんさんぶる荻窪にある機能を国との等価交換を踏まえて、移転することとしています。
会長	オープンは30年度ということではよろしいでしょうか。
子ども家庭担当部長	はい。その予定で進めています。
会長	ほかにいかがでしょうか。
委員	危険ということから考えて税務署の土地を使ったほうがいいのか、それとも天沼小学校と統合した若杉小学校の土地を使ったほうがいいのかという話が出ていたんですけれども、あそこは使わないのですか。若杉小学校は今どうなっているのですか。

<p>保育施設担当 課長</p>	<p>旧若杉小学校は現在、西側の校舎を活用した区の保育室として、70人の定員のお子様をお預かりしており、当面はこれを継続していく考えです。更に、27年度から2年ほど、北側の校舎を日大幼稚園の建替用の仮園舎として、暫定活用することとしています。また、校庭につきましても、近隣の保育園の園庭などに使っていただいているほか、体育館地域の運動施設としてご利用いただいているといった状況です。</p> <p>このように、駅から非常に至近なので、有効に活用させていただいている状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今度は別紙1の(2)地域子ども・子育て支援事業の意見のNo.11とNo.14の2点についてです。</p> <p>No.11については、説明で特に触れられていなくて、少し気になったのでお聞きしたいのですが、現在、各児童館の中に地域子育てネットワーク事業というものがあります。そこに地域の学校とか町会の子育て支援の方々、地域と子どもの学校ということで児童館を拠点に会議をいただいています。その機能はいま41あって、1小学校に1児童館ということで成り立っていると思います。</p> <p>こちらのお答えのほうにはもちろん「(仮称)子どもセンターを核として引き続き推進していきます」と書いてあるのですが、現実問題として41館の中に各小学校があって、町会の関係とか、今までずっと続いてきた「地域を支える担い手」とよく言わせていただいているんですが、そういった方とのつながりが、この場所がなくなると多分瓦解してしまうんじゃないかということをお非常に心配しています。</p> <p>私ども母親クラブとして児童館を利用させていただいていますが、さすがに母親クラブは41ないので、そういったところで数が減っていくことについて、ソフトの部分をどこが引き継いでどうするかということをおきちんと決めていかないと、多分こぼれてしまうだろうなという心配をしています。</p> <p>特に町会とか、高齢化が進んで担い手もなかなかいないというところで、やらなくていいならもういいかみたいなことで町内のお祭りとか消えてしまうんじゃないかという心配をしています。</p> <p>その辺を引き続き推進していくというのは具体的にどういうふうにやっていくのかということをお、ここはこの担当みたいな感じで割り振って支えていただけるのかということをお考えになっているのかというのが1点です。</p> <p>あと学童クラブについて、私も小学生の母ですが、学校の中だけに子どもたちを閉じ込めないでほしいというのは、切実にお母様方も思うことだと思います。学校から移動しなくていいということで、親は一瞬安心するんですが、その状況がぎゅうぎゅうで子どもたちにとってつらいということがあると、やっぱり本末転倒になってしまうと思います。</p> <p>こちらのお答えについてはより広い施設でということなんですけど、学校によってはできないのではないかと。大変だとは思いますが、例えば入り口をもう1か所つくっていただくとか、うちの学校の校庭はクラブ活動でいっぱい使えないので、その辺もどれぐらいちゃんとできるのかということがとても曖昧なお答えで心配です。しわ寄せが子どもたちに行かないようにということで、具体的に考えていることがありましたら教えていただきたいと思っています。</p>

<p>児童青少年課長</p>	<p>まず、No.11 の件です。地域子育てネットワークは確かに 41 のエリアで行わせていただいています。ここに記載のとおり、今後の考え方としては、児童館再編後の（仮称）子どもセンターで子育てネットワークの事務局としての機能は継承していきたいと考えています。</p> <p>子育てネットワークを中心にして動いている例えば地域の行事、お祭りとか、いろいろなものがあると思います。こうしたものにつきましては子どもセンターというパターンもあるでしょうけれども、例えば小学校、または児童館施設を今後再編していく中で、新たに活用して地域コミュニティの施設に変わったりとかいうことがあります。</p> <p>そうした施設になった際にも、いろいろな施設を活用して、今後もそういった地域行事ができるような取組をきちんと継続していきたいと思えます。</p> <p>その際の事務局としての機能は子どもセンターのほうできちんと担わせていただいて、そうした取組を各地域でできるように継承してまいりたいという考えでございます。</p> <p>それから、No.14 の学童クラブです。現在でも学童クラブが学校の中に入っているところがあります。この中で、まず学童クラブの面積につきましては可能な限りの広さを確保して整備させていただき、その中で一定の定員でお預かりさせていただいています。先般、条例等も定めていますので、その基準に則って適切な規模でお預かりさせていただいています。それを今後も継続していきます。</p> <p>それから、学校施設につきましても、各学校で整備している学童クラブについては、学校の行事やクラブ活動、また授業の時程などに合わせて、日々学校と調整させていただいて、その日その日で使えるところをきちんと決めながら、外遊びや中遊びができるような取組をしているところです。今後もそういった形で整備を図っていくに当たっては、学校との協議もきちんとして、遊び場を確保しながら進めてまいりたいと思えます。</p> <p>これから先も、学校の中にといったときに、必要なスペースをきちんと確保して整備していくということですので、そうした取組を一気呵成にということではなくて、きちんと段階的に手順を踏みながら取り組んでまいりたいという考えでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私のほうから今の点で要望です。お話があった 1 つ目の件、去年、杉小 P 協会長であるときに、児童青少年課長のところにもお話をさせていただきに行った件です。</p> <p>子育てネットワークが地域の中にあることが非常に重要ではないでしょうか。そういった地域の中のコミュニティの中心になっている今の状況を、子どもセンターということで少し遠くなることに不安を感じます。</p> <p>これで地域のつながりが薄くなるようでは、地域で子どもたちを育てる環境が少しずつ悪くなっていくのではないかとということがあるので、お話があったとおり、今の充実したお祭りとか、地域を巻き込んだ区役所がやっていただけるサービスが悪くならないように、今のような充実した環境を残していけるように、ぜひこれからも進めていただきたいという要望を申し上げたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。大変重要な点かと思えますので、ぜひ現在の</p>

	<p>ネットワークを継承、また発展させていただけるようにお願いします。センターは多機能になったり、バージョンアップすると思うんですけども、今の意見にありましたような地域的な細やかなネットワーク化をお願いしたいと思います。恐らく皆さんも同じ意見かと思しますので、ぜひよろしくお願いたします。</p> <p>ほかはいかがでしょう。</p>
委員	<p>杉並区私立保育園連盟として、事業者側としてお願いです。これは他区の子ども・子育て会議の中で、墨田区のほうなんですけれども、その中でちょっとあったのが、今ちょうど一次選考があり、27年度の内定者が決まった中で、保育士が育休明けに戻れないという事業者が結構あります。見込んでいた保育士が確保できないというような状況に陥っている事業者が幾つかあります。</p> <p>墨田区のほうでは調整指数という形で、そういうことはできないけれども、指数が同じだったときに墨田区に住んでいる保育士に関しては配慮することもうたっているみたいです。</p> <p>職種に色分けをするわけではないんですけども、子ども・子育てのための事業計画というところでは当事者というか、まさに保育士がいないと立ち行かなくなるので、実際に現実はどうなるのかと、かなり細かいことなんですけれども、そういったことも考えていただけると助かると思って言わせてもらいました。</p>
保育課長	<p>今、委員からお話のあった内容は、他の自治体で取り入れている例があるということは私どもも承知しているところです。保育士の確保は、社会問題化している大きなテーマになっています。</p> <p>今のご質問に直接ということではありませんが、杉並区も保育士の方の処遇の改善または資格取得の支援も講じています。また、具体的に事業者の方とのマッチングに繋がるようにということで、この間、面接会なども実施してきたところです。</p> <p>その上で、今のお尋ねの件につきましては、保育士確保の方策の一つとして、今後、区としても検討していく一つのテーマだと受けとめています。ただ、その場合に、保育士さんだけでいいのか。社会的な地位で職場復帰が求められている職種の方は多々あると思います。そうした全体のバランスなども含めて検討する必要があると捉えています。</p> <p>あくまで利用調整の基準を変える、変えないということではなく、その時々、社会的なニーズも含めて検討する必要があるので、今後の検討課題ということで捉えさせていただきたいと思ます。</p>
会長	<p>よろしくお願いたします。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、「子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する区民意見提出手続きの実施結果、修正等について、今、報告を聴取しました。本日の皆様のご意見を踏まえて、今後、区としての意思決定とか区議会への報告等の手続きを経て計画の策定ということになりますので、ぜひよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議題の（２）に移らせていただきたいと思います。「子ども・子育て支援新制度における保育料の設定について」ということで、新制度における保育施設、幼稚園等の保育料の設定について、資料３によって事務局から説明をお願いします。資料３のほうも別紙３が差替版となりますので、ご承知願います。</p> <p>では、保育課長、お願いたします。</p>

<p>保育課長</p>	<p>それでは、議題の2番目になります子ども・子育て支援新制度における保育料の設定につきまして、お手元に配付しています資料3に基づいて内容をご説明させていただきたいと思ひます。クリップどめになっている資料の1枚目をご覧ください。</p> <p>まず根本的なところから申し上げますと、新制度における保育料は保育施設、幼稚園ともに同様ですが、国の定める上限額の中で各基礎自治体が定めることになっています。</p> <p>1番目の国の基本的考え方、国の利用者負担額がどういふ設定になっているかというポイントをまとめましたので、その点についてまずご説明したいと思ひます。</p> <p>一つ目の丸です。新制度における利用者負担が保育料になりますが、現行の認可保育所・幼稚園の保育料水準を現在も国のほうで設けていますので、これを基にしまして国が定める限度額の範囲の中で基礎自治体において保育施設、これは認可保育所、地域型保育事業などの施設種別に関係なく同一ですが、並びに幼稚園の施設種別ごとに応能負担による保育料設定となっています。</p> <p>二つ目の丸になります。応能負担のもとになるものですが、各基礎自治体が主体的に捕捉可能な区民税所得割額、一般的には市町村民税所得割額と言ひますが、それを応能負担の基となる所得とし、各世帯の保育料の算定は年2回に分けて決定することになります。</p> <p>括弧書きにありますように、4月から8月までの間は前年度の区民税、9月から翌年3月までの間は、当該年度の区民税が6月に確定しますので、それを9月からの保育料に適用することになっています。</p> <p>三つ目の丸は、保育施設に限ったことになりますが、保育施設につきましては認定区分上、保育標準時間である1日11時間までと保育短時間の1日8時間までという二つの必要量が設定されるので、それに応じまして保育料を設定することになります。</p> <p>保育短時間の保育料については、保育標準時間の保育料の概ね98.3%というのが国の設定の考え方として示されています。</p> <p>これらを踏まえまして、2番目になりますけれども、区の保育料設定の基本的視点として、まず一つ目の丸は国の基本的考え方を踏まえつつ、27年度については新制度の円滑な移行を図ることに主眼を置いた保育料設定とする考え方を整理しています。</p> <p>二つ目の丸では、そうした上で、平成28年度以降の保育料について、ニーズに応じた保育定員の量的確保を図ることを前提にということ、今後も保育施設の整備を進めていくことにより、ある程度保育の実情に応じた施設を確保することを踏まえまして、実行計画と書いてありますが、今年度区の総合計画・実行計画を改定した中で、行財政改革の取組の一つとして保育施設等の利用者負担の適正化を計画に掲げていまして、この取組に合わせて保育料の見直しをしたいということで整理しています。</p> <p>2番目の区の基本的視点に基づきまして、各施設種別ごとの保育料設定をしたものを別紙に付けていますので、3番以降については別紙をご覧くださいながらご説明したいと思ひます。</p> <p>まず、別紙1をご覧ください。ここから数字がいろいろ出てきますのでわかりづらいと思ひますので、時間を頂戴し、なるべく丁寧に説明したいと存じます。別紙1が保育施設の保育料となっています。この資料の見方ですが、左端の表が現行の認可保育園の保育料の基準表です。こ</p>
-------------	---



れが現在適用されている保育料の額になります。

真ん中に太線で囲んでいるものが、27年4月から保育施設に適用しようとしている保育料の案になります。

右側は参考までに、先ほど1番でご説明した国の限度額設定がこのようになっているというものを、横並びで見られるように並べてあります。

まず、変更がないところから申し上げます。現在の認可保育園の保育料につきましては、表の縦でいきますと階層区分がAから一番下の所得が一番高いD24ということで、合計29の階層区分を設けています。これにつきましては、真ん中の太枠囲みのところも同じ29階層で設定することとしています。

続いて、保育料の月額になります。現在、3歳未満児、3歳児、4歳以上児という3つの歳児で分けた区分にしています。ここにつきましても、真ん中の新しい保育料のところは3歳未満児、3歳児、4歳以上児ということで、同じ年齢幅で区分を設けています。

そうした上で、欄外の※1になりますけれども、27年4月以降の保育標準時間の保育料は現行の保育料と同額ということで、それぞれ左端の現行の保育料と同額を対応する歳児の標準時間と区分しているところの保育料に設定しています。

ここまで階層区分、歳児区分、そして標準時間の保育料を現行の保育料にするということで整理しています。

ここで何が変わったかという点ですが、所得の階層の税額区分の欄をご覧ください。現在の税額区分は、特にD階層、D01からになります。前年分所得税課税世帯と書いてあるとおり、現在は国税であります所得税の税額に応じて階層区分を設けています。これを、国の考え方を踏まえまして、新しい保育料につきましては区民税所得割額ということで、税の種類が変わります。

新しい保育料階層の設定についてですが、税額区分についてはなるべく現行の階層の方が大きく変動しないように、税額区分が変わることによる影響を最小限に抑えた保育料を設定するという考え方に基づいて、この税額区分をつくることで整理しています。

また、今回、保育施設については保育短時間が設定されますので、真ん中の新しい保育料の短時間の金額は欄外の※2になります。保育短時間の保育料は各階層区分の保育標準時間の保育料のおおむね98.3%ということで整理しています。これは、国の短時間保育の保育料設定の考え方をそのまま横引きにしているものでございます。

階層区分が同一になっていませんので、右端に参考と書いてある国の限度額で、ちょうど間のところが国の限度額の切れ目になるところです。標準時間で見比べていただきますと、国の限度額の満3歳未満というのは、区の保育料でも3歳未満児のところになります。そこを横に見ただければわかると思いますが、全ての区分が国の限度額の範囲内で設定されているということでご覧いただければと思います。保育施設の保育料については以上になります。

続いて、別紙2で私立幼稚園の保育料についてご説明したいと思います。この表の見方ですが、左端が参考とあり、26年度私立幼稚園等園児保護者補助金と書いてあります。現在、私立幼稚園の保育料については各園が独自に設定してまして、それを各園ごとに徴収しています。

その保育料に対し、各世帯の所得に応じて、区から補助金を支出しています。その補助金を受けることによって、所得階層区分ごとの実質負

担ということで、所得に応じた応能負担が補助金によって実現しているという仕組みになっています。

まず、現在の補助金の階層が7区分になっています。真ん中にあります太線囲みの新制度における私立幼稚園の保育料の階層区分についても、同額を設定したことがまず一つになります

参考までに、その隣の3番目に国の幼稚園利用者負担限度額を掲げています。国の負担限度額は、階層区分が5区分に分かれています。特に国の5区分のところを、現在の区の補助金制度では6区分、7区分というふうに細分化して設定しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

今度は保育料額の設定についてになります。杉並区内の私立幼稚園は現在40園ありますけれども、そのうち新制度に移行するのは2園になります。残り38園については、今までどおりの幼稚園運営ということで、新制度には移行しません。ここの保育料額の設定につきましては、移行する2園と移行しない38園の実質的な負担が変わらないようにということで設定したものです。

その考え方は、別紙2の右側にありますグラフをご覧くださいと思います。まず上側にあるのが新制度に移行しない幼稚園になります。先ほどご説明しましたように、園に保育料を支払った後に、区からの補助金が保護者に交付されることによって実質負担を下げています。

一律の保育料額になっているものを所得に応じた補助金を入れることによって、これは月額保育料25,700円の場合として出していますが、1・2区分は0円、3区分は4,900円、以降、網かけ部分が補助金が入った後の実質負担になっています。

下のグラフをご覧くださいと思いますが、新制度に移行する幼稚園については、区が定める保育料を徴収することになります。1・2区分は0円、3区分以降は4,900円で、実質的には負担が変わらない設定になっているということでご理解いただければと思います。

続きまして、今度は区立子供園の保育料設定になります。まず別紙3については、差替版をお手元にご用意ください。

区立子供園の長時間保育の保育料につきましては、上に4つの表が出ていますけれども、これが現行の保育料です。預かり時間が8時間以下、以降1時間増すごとに保育料の月額金額を設定しています。ここには応能負担の考え方は入っていません。

今回、新制度の移行に合わせて、これを応能負担にするということを下保育料表に出しているものです。ここにつきましては、別紙1でご説明しましたように、保育施設の保育料との均衡を図るということで設定しています。

まず左側にありますのが、改正後の保育施設の保育料です。先ほど別紙1でご説明した表をここにも入れてありますが、4歳以上児の保育料をここに掲げています。その階層区分と保育料額をそのまま右端の太枠囲みにあります改正後の子供園長時間保育の保育料の金額としています。3歳から5歳まで同一料金で、11時間までは4歳以上児の標準時間の額と同額。そして、短時間の保育施設の保育料額を子供園長時間保育の8時間までの額にそのまま入れ込んで、4月以降適用させるということで整理をしたものでございます。

最後に、子供園の短時間保育の保育料になります。別紙4をご覧ください。

	<p>区立子供の短時間保育は、いわゆる幼稚園部分の利用ということでご理解ください。この短時間保育の保育料につきましては、上に掲げているとおり一律 8,000 円になっています。この短時間保育についても、応能負担の保育料とすることから、先ほど別紙 2 でご説明した私立幼稚園の保育料との均衡をまず見なければならぬということで、それとの対比ができるように資料は作成しています。</p> <p>参考としてあるほうが、先ほど別紙 2 でご説明した新制度に移行する私立幼稚園の保育料になります。</p> <p>まず階層区分につきましては、私立幼稚園の保育料の税額区分と同じ金額設定にしています。</p> <p>続いて、保育料の額についてです。ただいまご説明した別紙 3 を横に置いて見比べていただきたいのですが、私立幼稚園の保育料と同額というのを基本にしながら、一方で長時間保育の保育料設定をこのように考えていますので、長時間保育の保育料を逆転しない保育料設定ということでここでは考えています。</p> <p>具体的には別紙 4 の欄外「ただし」書きにありますように、第 3・6・7 区分については、子供の長時間保育の保育料を上回らないよう保育料を設定しています。</p> <p>別紙 3 と見比べていただければと思いますが、例として 3 区分になります。短時間保育の 3 区分は 77,100 円以下となっていますが、別紙 3 を見ますと D 5 が境目になります。8 時間までの保育料が 12,300 円になり、ここが上限になります。</p> <p>では下限はどこかという、C 2 になります。第 2 区分との境目が別紙 3 ですと C 2 になりますので、1,900 円。ここの 1,900 円が一番下の額になりますので、98.3%という短時間保育と同じ率を乗じたものが 1,800 円という額になっているということです。</p> <p>同様に、第 6 区分になりますけれども、一番下限になる額が D13 階層で 18,200 円になります。これに 98.3%を乗じた額が 17,800 円という設定で考えたものが保育短時間の保育料ということでご理解いただければと思います。このように、長時間保育との保育料の見合いも加味した上での子供園短時間保育の保育料の設定になっています。</p> <p>わかりづらいところもあると思いますが、ご説明した考え方によって設定した保育料（案）であるご理解いただければと存じます。資料の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ご丁寧な説明をありがとうございました。若干複雑ではありますが、ご理解いただけましたでしょうか。</p> <p>というところで、質問をぜひお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>今回の保育料で、保育園のほうなんですけれども、税の仕組みが違うということで、所得税から区民税へというところで著しく不利益をこうむることはないという判断で良いのですね。</p>
保育課長	<p>まず、所得税につきましても、区民税につきましても、所得に応じたの設定になるわけです。税の違いによる影響ということで申し上げますと、大きく二つあると捉えていまして、一つは税率になります。</p> <p>所得税につきましては、所得が上がることに税率が累進していきます。具体的には、低いほうは 5%。所得が上がるにつれて、現在は 45%までの税率になります。一方、区民税については、一律で 6%の税率になっています。累進性があるというところで、所得税については所得の高い方は税率が高い分、税額が多く発生する構造になっているという違いが</p>

	<p>あります。</p> <p>もう1つ大きなところでは、先ほどの1番の国の考え方でもありましたが、所得の捕捉といったところで、それぞれの所得額を区では正確に把握できていません。現在は、保護者が提出される資料に基づいてあるべき所得税額を計算して保育料の算定をしているのが現状です。</p> <p>そこを今回は区民税をベースにします。区民税については、区でそれぞれ区民の方の所得を把握できています。その中には、給与所得を受けられている方で、それ以外に例えば株式配当を受けている、または不動産をお持ちで不動産収入を受けているなど、分離課税と言われている種類の所得がありますが、そうしたものを捕捉することができるので、より実態に合った所得を把握し、その税額によって保育料を適用できますので、より正確に算定できるように変わったということになります。</p> <p>なお、今回の保育料設定では、委員ご指摘のように、現行よりも保育料の額が上がる場合も想定されますので、そうした場合への経過的な対応を検討する必要があると認識しています。</p>
会 長	よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。
委 員	<p>保育施設の保育料の素案の中で、素案だからだと思うんですけども、きょうだい児が在園した場合のことがよく括弧書きで書いてあり、第2子以降の料金が入っていると思います。</p> <p>今回27年4月以降も現行の保育料をそのまま鑑みてということで余り変動しないようにということだったんですが、そのあたりも変わらず適用されるのでしょうか。</p>
保育課長	<p>兄弟姉妹が同時に在園している場合の軽減措置、多子軽減と私どもは言っていますが、保育施設については現行の仕組みをそのまま新制度以降も適用させるということ考えています。</p> <p>先ほど資料3の2でご説明しましたが、28年度以降については保育料全体を利用者負担の適正化ということで見直しを計画していますので、その中できちんと検討して、今後どのようにしていくかの方向性を出したいと考えています。新制度移行時は、現行の軽減措置をそのまま適用させるということ考えています。</p>
委 員	<p>先ほど、何を基準にして保育料を決めるかという話の中で、別紙1に出てきているところでいうと、所得税額から区民税額に基準を変えたというのは累進課税があるからで、区民税は6%で一定ですねというのはわかりました。</p> <p>それだけだったら、ある意味、階層での調整をするだけなので、余り変わりはありません。なぜ変えたのかをもう一度お話し願えますか。</p>
保育課長	<p>私の説明がきちんとしていなかったところがあるかと思います。</p> <p>資料3の1をもう一度ご覧いただければと思います。二つ目の丸になります。これは国の考え方になっていますが、「保育料の所得階層基準は各基礎自治体が主体的に捕捉可能な区民税所得割額とし」ということで、国の所得階層の設定そのものが区民税所得割額に変更になっています。</p> <p>先ほどは、税の違いをご説明したところであって、区が何か意図的にこれを変えたということではなく、新制度における設定がこのように変わったので、それに合わせているということでご理解ください。</p>
委 員	<p>質問なんですけれども、実は前から適正化とか公平性の問題で疑問に感じていたところです。</p> <p>というのは、税負担額によって決められるということは、例えばです</p>

	<p>けれども、建物を新築で建てると、いまその借金の1%が税金控除されるんですね。ある意味、家建て直した人は保育料までお得になりますよと。賃貸に住んでいらっしゃる方は借金がないわけだから、保育料は高いままですね。</p> <p>例えばですけれども、3,000万の借金をすれば30万税金が控除されるわけですから、そこで変わってくるんですね。これが公平なのかということがあるので、所得額に応じた税額、負担額ではなくて、控除前のものを利用すべきだと思います。</p> <p>というのは、国でも今回また建物を新築したときの税控除を継続するとは言っていますけれども、2年、3年後かもしれませんが、近々そこはなくなると思われます。また始まりますと言って、保育料が変わる。</p> <p>建物を買った、買わないということ以外にも、所得控除はいろいろあります。そういうことが保育料に影響してくるということが果たして公平なのか。ここのところの議論があったんでしょうか。</p>
保育課長	<p>この資料は細かなところを端折って作成しているので、そこはご容赦ください。委員がそのような疑問を抱かれるのは、当然のことなので、そこは説明をさせていただきます。</p> <p>今、委員が言われたのは住宅取得の特別控除、税額控除のことを指しているものと思います。実は、区民税所得割額を出す際に、住宅取得の控除は見ないで算定することになっています。というのは、所得控除を含め、人的控除については見るんですけれども、それ以外の事由による控除、例えば寄附金控除もありますが、そうした人的控除以外の税額控除の部分は所得割額からは引きません。ですので、今、委員が言われたようなことについては、保育料階層の適用上は考慮されないということでご理解ください。</p> <p>税における公平性、適正化については私のほうから申し上げることはなかなかできませんので、あくまで保育料の算定上、そうしたものは加味されないということでご理解ください。</p>
会 長	<p>利用者の皆さんがわかるように、またご説明を細やかにお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>今のところの税額控除に、加味されるもの、加味されないものの何か表があると思うので、今度見せてもらうことは可能ですか。例えば生命保険料控除とか、年金控除とか、いろいろありますが、そういった控除がどうなっているのかを今度お見せいただければと思います。お願いできますか。</p>
会 長	<p>いかがでしょうか。</p>
保育課長	<p>いま国から、Q&amp;Aというものが示されています。区民の方や委員の皆さん、また保護者の方になるべくわかりやすく説明するような資料を今後作成して、それを配付させていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>よろしく申し上げます。ほかはいかがでしょう。</p>
副会長	<p>ここに座っているのであまり意見を言っはいけないと思うんですが、一つだけ気になっていることがあるのでお話しさせてください。</p> <p>別紙1から3を見ると、現行の実際に負担者が払っているものとほぼ同じ額を払うことになっていて、考え方としては結構、納得のいくものと思います。</p> <p>最後の別紙4の区立子供の短時間保育の保育料です。理論的には新制度における私立幼稚園保育料に合わせてこの金額を設定したというこ</p>

	<p>となので、論理はわかって納得したんですけども、ちょっと気になっているのは上に現行の子供園短時間保育の保育料（月額）が 8,000 円となっています。</p> <p>改正後のいま考えていらっしゃるプランですと、階層区分の 5、6、7あたりの方が現行よりも大分高くお支払いになるということで、最終的にはこれを目指すのでいいと思いますけれども、一番最初の資料 3 の 2でお話いただいた新制度への円滑な移行を考えると、例えば 7とか 6の階層の方は 2倍ということなので、今まで利用していた人がどうなのかなど。そちらの方に納得していただくのが難しいと思うので、意見というか、要望なんですけれども、もう少し段階的に移行するとか、そういう工夫はできないものでしょうか。</p>
会 長	<p>私もその辺はちょっと気になっています。新規はしょうがないとしても、特に在園している 4歳児さんとかで気になります。</p>
保育施設担当 課長	<p>現行は月額 8,000 円という金額であったわけですが、同じ新制度に基づく施設という点で、私立幼稚園との均衡を図る必要があると考えたものです。しかし、一気に金額が上がる状況ですので、その金額まで上げることは影響が大きいということはお指摘のとおりでありますので、必要な検討をしていきたいと存じます。</p>
会 長	<p>応能負担になっていくということで論理が変わりますので、新規の方はもちろん、仕方がないというのは変ですけども、移行が妥当だと思います。よろしくお願いします。</p>
子ども家庭 担当部長	<p>ただいまの点を含め、必要な経過措置を検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>検討結果につきましてはフィードバックしていただきたいと思えます。ほかにはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>公私の格差をなるべくなくしていただくということでいろいろご配慮いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>区立子供園と私立幼稚園の短時間、教育標準時間の 4 時間の保育料に対しては、全部ではないですけども、近づけていただけてありがたいと感謝申し上げますが、長時間のほうですね。</p> <p>別紙 3 の一番下です。公定価格は 25,700 円なんですけれども、それは全国の幼稚園とか保育園の標準、平均をとっているんですね。ですから保育料がすごく安い地域もありますし、東京都のように保育料が高い地域もあります。それを全部平均して出している値で 25,700 円という単価が出ていますけれども、私立幼稚園ではそれは低い金額です。私立幼稚園では入園するときにももちろん入園料をいただいていますし、そういうところから考えても、まだかなり差があるというところがございます。</p> <p>それから、長時間になった場合に、保育園もそうなんですけれども、私立幼稚園に通うお子さんの保護者の方には、例えばうちでしたら保育料 27,000 円をまず払っていただくわけですが、それ以外に預かり保育料として受益者負担になっているわけですが、この場合はそういうものも全部込みですよね。保育園などは給食費とかも全て入っていると思います。けれども、私立の場合にはそういうものは実費で払っていただいています。</p> <p>ですから、そういうところを考えたときに公平性という、数字だけを見たらとても近いからそんなに変わらないんじゃないかと思われるかもしれないんですけども、いろいろな細かいことを出してきた場合に、まだかなり差があることを覚えておいていただきたいと思えます。</p>

	<p>先ほど、住宅控除についてのことは私立幼稚園の保護者補助金のところには書かれています。「住宅借入金等、特別税額控除などの税額控除がある場合、補助金額の基準となる区市町村民税の所得割は控除前の金額になります」とこちらには書いてあります。ですから、先ほどのお話とだいぶ差が出てくると思いました。</p> <p>新制度に移行していきますので、これからいろんなことがどんどん変わっていくと思います。スムーズに移行していけるように、皆さんにご協力いただければいいと思います。</p> <p>あとは税金がどれだけ使われているか。例えば保育園であったら、募集には1人当たり何百万の税金が使われていますよということが一応書いてあります。けれども、歳児別に違うわけです。0歳には1人何百万という金額が、もっともつかかっています。それから、保育園には運営費の補助もすごく出ていると思います。ですから、新制度に移行するに当たって、そういうところを区民に明らかにするように努力していただければと思います。</p> <p>先ほどの別紙1で保育園の保育料と国の限度額のところがあります。ある程度の基準まではあまり変わらないというとおかしいですが、こういう感じかなと思いますけれども、最後のほうになってくるとかなり安いと思います。やはりそれだけのサービスを受ける以上は、もう少し受益者負担も考えていただいたほうがいいと思います。</p> <p>これだけの税金が投入されていますよ、ですから収入のある人はもう少し出してくださいというぐらいの形で新制度がどんどんいい方向に行けばいいかなというふうに思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。保育課長、お願いします。</p>
保育課長	<p>ただいま、委員からとても貴重なご意見をたくさんいただいたと思っています。なかなかここで全てについてお答えできかねるのですが、現時点での考え方としていくつかご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、長時間保育の保育料についてです。保育施設の保育料をそのまま横引きにして、一方で教育標準時間、幼稚園の保育料の限度額が25,700円と設定している中でどうなのかということでご指摘がありました。これは区としても長年の大きな課題と認識しています。</p> <p>ただ、先ほど来申し上げているとおり、今回は新制度への円滑な移行ということで横引きをさせていただいていますけれども、ここについての課題認識が全くないということではなく、こうしたところについては、保育施設の保育料そのものも含めて、先ほど申し上げたような今後の保育施設の利用者負担の適正化というところで、全体的に見直しをしていく計画となっています。その中できちんと検討して、今後の方向性、そして受益者負担というところでどう求めていくのかを明らかにしていきたいと思います。</p> <p>また、費用がどれだけかかっているかというところでのご指摘もいただきました。お話のあったとおり、現在、保育の全体的にどれぐらい経費がかかっているか、そのうち保育料収入がどれぐらいあるかというのは、募集のチラシなどでは全体額でお示しをしているところですが、各歳児ごとに分析したものも作成しています。その資料は、ホームページでは公表しているんですが、そこにたどり着けないというか、広く一般に配っているものではありませんので、なかなか目にすることはないと思います。</p>

	<p>保育施設、今後の幼稚園や子供園も含めてどれだけ税金が投入され、そのうち利用されている方がどれぐらい負担されているのかをきちんと明らかにしながら、また今後の保育料の検討の中でもそうしたことが求められていますので、区民の皆さんに見えるようにしていきたいと思います。</p> <p>最後に、今回、区立子供園と私立幼稚園、区立と私立の幼児教育の部分の負担については一定の均衡を図ることができましたが、幼稚園と保育施設の均衡といった視点も当然大事だと思います。</p> <p>また、国の限度額に対して、保育施設は低い設定だというご指摘もいただきましたが、そんなところも加味しながら見直しを今後検討していきたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。利用者負担の適正化というところで実態を細やかに提示していただきたいと思います。もしリクエストしてよろしければ、歳児別の資料がありましたら見せていただけるといいなと思います。よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。事務局のほうから補足はありますか。</p>
子ども家庭担当部長	<p>委員の皆さんからご指摘のあった資料につきましては、別途調整の上、各委員にご送付してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>それでは、保育料につきましては保護者の方はもちろんのこと、税を納めている区民全体にとっても非常に重要なことですので、今後、区議会での条例等の審議を経て決定することになりますけれども、丁寧な周知をお願いしたいと思います。私たちもまた理解を深めていきたいと思います。よろしく願いします。</p> <p>それでは、議題（3）「今後の想定スケジュール」について進めさせていただきます。前回の会議で示された今後のスケジュール案がありましたが、一部変更がございますので、資料4に基づきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
子育て支援課長	<p>次に今後の想定スケジュール（案）についてご説明させていただきますので、資料4をご覧ください。</p> <p>認可保育所や新制度に移行する幼稚園の利用定員に関するみなし確認の手続きについて、実は東京都からの回答通知が当初の予定よりも遅れています。そういったことから、以前にお示ししたスケジュールについて若干の変更を加えています。</p> <p>こちらの表ですけれども、東京都から具体的な通知の時期がまだまだ示されていないこともあり、現時点での想定するスケジュールということでご説明いたします。</p> <p>まず、項目の一番上にあります子ども・子育て会議の欄をご覧ください。3月の第5回開催の一番下に「みなし確認による利用定員の報告」の欄があります。こちらにつきまして、前回までは1月の子ども・子育て会議で行う予定で進めてきたところですが、先ほどの理由に伴いまして、3月の子ども・子育て会議で報告するように変更しています。</p> <p>合わせまして、項目中段に事業者関係の欄があります。こちらにつきましても、真ん中の認可保育所のところに「利用定員のみなし確認手続き中」、そして右の3月のところの「利用定員のみなし確認分について、子ども・子育て会議に報告」の欄も、同様の趣旨で1月から3月に変更しています。</p> <p>その他の箇所につきましては概ねスケジュールどおりに進んでおり、</p>



	引き続き本年4月の新制度実施に向けた取組を進めてまいります。
会 長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の議題は全て終わりました。次回は3月中旬から下旬ということで第5回を開催したいと思いますけれども、事務局において日程調整をお願いすることにします。</p>
子育て支援 課長	<p>3月の会議の日程調査表を皆様の机の上に配付させていただいています。こちらの日程調整のところにつきまして、3月中旬から下旬までの都合のいい日をご記入の上、ファクスで2月2日までに事務局に連絡をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、以上で全て議題は終わりましたが、何か皆様のほうからございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日は皆様のご協力で早く終わりました。今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>